

質問書に対する回答1

件名) 上信越自動車道 八風山トンネル非常用設備更新工事

| 番号 | 質問箇所 | 質問事項 | 回答 |
|----|---|---|---|
| 1 | <p>特記仕様書 4-7 図面 NK-010, 013~017, 021, 024~028 HP-013, 038~045, 049~051, 058, 084~091, 094~096 TR-019, 037~041, 099, 115~119</p> | <p>化粧パネルの再使用について 現場の化粧パネルにはタイルが貼り付けられており、化粧パネルの再使用は難しいと考えます。 理由としては、 ・化粧パネル固定ビスの取り外しのためにタイルを研る必要があり、化粧パネルが腐食・劣化している場合、損傷する可能性がある。 ・タイルの接着剤により、ビスのドライバー溝が埋まっていたり、ビスの腐食・劣化による固着によりビスが取り外せない可能性があり、化粧パネルをサンダー等で切除しながらの撤去になる。 上記の通り撤去した化粧パネルの再使用は難しいと考えられるため、復旧が必要な場合は現場状況を見て各箇所毎に検討して再製作が必要となります。 (①) また、規制日数も大幅に増やす必要があると思われます。(②) 上記①、②は設計変更対象との認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>特記仕様書4-7のとおり化粧パネルについては原則再使用です。ただし、化粧パネルの劣化等により再使用ができない場合は工期を含めて監督員と協議してください。</p> |